

※1 令和3年4月1日時点で、次の(1)、(2)のいずれかを満たす法人をいいます。

(1) 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者(個人を除く)であり、大企業が実質的に経営に参画していないこと

<中小企業の定義> (中小企業基本法第2条)

次の表の①又は②に該当する会社です。

業種区分	①資本金の額又は出資の総額	②常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業、 その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

(2) 個別の法律に規定される法人であって、資本金の額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下であるもの

医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人等、会社以外の法人も幅広く対象となります。

※2 酒類販売事業者として東京都中小企業者等月次支援給付金事務取扱要綱に基づく給付金の申請をする場合、申請日時点で有効な酒税法(昭和15年法律第35号)第7条に規定する酒類の製造免許又は同法第9条に規定する酒類の販売業免許を受けていることが要件となります。

また、酒類販売事業者として同給付金の支給を申請する場合、飲食店の休業・時短営業の影響があることを要件としています。~~加えて、直接的又は間接的に取引を行う飲食店が酒類の提供停止を伴う休業要請等に応じていないことを把握した場合に当該飲食店との取引を行わないことも要件となります。~~ **削除**

※3 次の(1)を受給する場合、又は、次の(2)若しくは(3)の支給対象である場合は、本給付金支給対象外です。

(1) 都による「休業の協力依頼を行う中小企業等に対する支援金」等、対象月において併給が認められていない給付金等

(2) 対象月における都による下記の協力金

①休業要請等を行う大規模施設に対する協力金

②営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金

(3) 都以外の地方公共団体による、対象月における休業・時短営業の要請に伴う協力金等(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して措置しているもの)

※4 対象月について国の月次支援金(「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金」)の給付決定を受けていることが前提となります。